

岩手県告示第 73 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 20 年 2 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画公園事業 5・5・2号 中央公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和 55 年 3 月 27 日岩手県告示 469 号、昭和 56 年 8 月 28 日岩手県告示第 1033 号、平成 5 年 7 月 20 日岩手県告示第 652 号、平成 8 年 10 月 22 日岩手県告示第 940 号及び平成 13 年 3 月 6 日岩手県告示第 161 号の事業地のうち、本宮字 蛇屋敷及び字荒屋地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 昭和 55 年 3 月 27 日から平成 25 年 3 月 31 日まで